出口クリニック感染対策指針

平成２４年４月２４日作成

１　院内感染対策の目的

この指針は、クリニックにおける院内感染の、予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などの院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

２　院内感染対策に関する基本方針

当院の院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者、職員への感染症の伝播リスクを最少化するとの視点に立ち、すべての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。又、院内感染が発生した際ちは、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは重要であり、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう本指針を作成する。

① 院内感染対策に関する職員研修　　＊年2回の研修会の開催ー院外での研修可

② 感染症発症状況の報告　・感染症法に基づく報告は医師が行う。・医師が診断し月１回の報告とする。（結核は、年1回の報告）

③ 院内感染発生時の対応　＊院内感染発生を疑われる事例が発症した場合には、その状況及び患者への対応を院長に報告する。
＊速やかに発症原因の究明を行い、感染拡大の防止対策を行う。
＊特定の感染症の発症を検知した場合には、保健所等と連携をとって対応する。

３　院内感染予防の基本

①標準予防策　全ての患者に対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策である。患者の体液（血液、口腔、膣等の分泌液、創及び創からの浸出液、尿、便等）は、感染源となる可能性　のあるものとして取扱い、主に医療従事者の手指を介して起こる交差感染から患者を防御し、患者が保有している病原体から、医療従事者を保護する。効果的、効率的な感染防止は微生物の種類だけでなく感染経路に基づく対策を実施することと、毎日の作業環境、療養環境などの整備をする必要がある。手指消毒は全ての医療行為の基本であり1処置１手洗いが原則である。

②防護用具　手袋、マスク、ガウン等の防護用具は、感染のリスクから、患者及び医療従事者をまもる役割を果たす。血液、体液等が飛散し、飛沫が発生するおそれがある処置やケアを行う場合には、マスク、ガウン、手袋を使用する。

★　感染症別対応一覧表参照

★　感染症発症疑い患者受診時の対応

受付で簡単な問診を行い、疑いあれば会議室へ誘導し待機してもらう。（同時に看護師に報告）会議室にて、詳しく問診,バイタルチエックしドクター指示のもと診察前検査を行う。
異常無ければ、待合室へ移動してもらう。（安静を要する状態であれば、ベット臥床で診察終了時まで待機してもらう）異常あれば、会議室にて、診察、処置を行い会計終了後待ち合い室を通らず帰宅してもらう。その後会議室、ローカ等の消毒をする。
（尚、受診時患者がマスク着用していなければ、着用してもらう）
◎ノロウイルスは確定できない為、疑いで対応する。　　☆会議室ー隔離室１
☆　　☆理髪室ー隔離室２